

夢英「十八體篆書碑」と張懷瓘『書斷』

仲村康太郎

緒言

西安碑林博物館藏「十八體篆書碑」（以下篆書碑と略する）は五代北宋の僧夢英の書跡である。碑は全五截よりなり、第三截から第五截にかけて、古文、大篆、籀文、小篆、飛白書の五つの主要な書體と、裝飾的な應用書體、いわゆる雜體書に屬する迴鸞篆、雕蟲篆、薤葉篆、璆珞篆、柳葉篆、芝英篆、龍爪篆、懸針篆、垂雲篆、填篆、剪刀篆、科斗篆、垂露篆の十三體を刻する。各書體は五字ずつ例示され、その横にはそれぞれ隸書で書かれた書體に對する概説がつく。この概説部分こそ篆書碑の本文に相當し、字例の五字は本文とは意味上關係しない。篆書碑の本文はまた北宋・朱長文『墨池編』卷一に「十八體書」と題して收録されるが、篆書碑との異同が少なくなく、テキストはあまりすぐれない。このほか篆書碑の第一截、第二截には宋白、呂端ら五代宋初の人物が夢英に贈った詩計三十三首を刻し、また碑陽左端の第三截から第五截にかけては、郭忠恕が夢英に寄せた文一首を刻するが、これらは夢英が書丹した部分ではない。

既發表の拙稿^{〔1〕}附論において觸れたように、篆書碑には從來不審な點

がいくつも指摘されている。例えば、第一截と第二截以下との間に斷裂があり、近代以前の金石著錄に第一截への言及が全くみられないこと、夢英に詩を贈った人物には五代北宋の名士が多いにもかかわらず、ほかに夢英の交友關係を窺う記録の乏しいことが擧げられる。しかし、從來の指摘は多く本文・字例以外の周邊部分に向けられており、篆書碑本文や掲出される字例が書體に關する先行文獻といかなる關係にあるかという問題は、明らかにされていない。しかしながら、疑惑にまみれた篆書碑から、その成立事情、資料としての性格、書跡としての價值などを正しく読み解くためには、本文や字例に對しても批判的に検討することが必要である。

前稿ではまず、篆書碑本文のうち雜體書を説く部分がこんにち京都・毘沙門堂にのみ寫本が傳わる南齊・蕭子良『篆隸文體』に、主要書體を説く部分が唐・張懷瓘『書斷』に、それぞれ相當の範圍に互つて重なることを初歩的に示し、そのうえでその雜體書を説く部分と『篆隸文體』との關係に焦點を當て、夢英による資料利用の問題を論じた。前稿で明らかになったことは大きく見て、①篆書碑は『篆隸文體』の本文を良好に保存しており、現存寫本に對するすぐれた參校資

料としての價值を有すること、②しかしながらこのことは先行著作を無批判に引用するという安易さの裏返しとも思われること、③書體の説明として無關係な記述が混在しており、夢英の撰文方法は相當杜撰であるということ、である。本稿はこの前稿の見解を踏まえ、篆書碑本文と『書斷』との關係をより詳細に明らかにし、ひいては篆書碑の本文全體からみた、『書斷』と『篆隸文體』の利用の問題を論じるものである。

一 「十八體篆書碑」中の『書斷』に基づく記述とその意義

『書斷』三卷は開元十五年（七二七）に成る書學著作である。卷上には古文、大篆、籀文、小篆、八分、隸書、章草、行書、飛白、草書の十書體を論じ、卷中下には歷代の書家約百人を品鑑し、傳を附す。『書斷』の執筆當時、廣く書に關する様々な言説は既に漢魏六朝以來の豊富な蓄積を有し、専門的著作も多く著されていたが、懷瓘自身はそのような現況に飽き足りず、本書において既往の言説を涉獵し得失を明らかにしたうえで、獨自の理論を打ち立てている。書體と書人の雙方を包攝する書學著作としての體系性、及び先行諸書に根差した理論としての妥當性を追求した本書は、まさに漢魏六朝以來の書學の集大成というにふさわしい。

さて、篆書碑本文のうち古文、大篆、籀文、小篆、飛白書の主要書體五條は、出典を表記しないものの、明らかに『書斷』卷上の所説を踏襲したものである。現行本『書斷』と重なる箇所傍線を加え、左に示す。

古文者、黃帝史蒼頡之所作。頡首有四目、通於神明。仰觀奎星圓

曲之勢、俯察龜文鳥跡之象。采衆美、合而爲字、故曰古文。孝經援神契云、奎主文章、蒼頡倣象、是也。自秦用小篆、焚燒先典、古文絕矣。武帝時、魯恭王壞孔子宅、壁得古文尙書。自後隨世變易、已成數體矣。

大篆者、周宣王太史史籀之所作。始變古文、或同或異、謂之爲篆。篆者、傳也。傳其物理、施之無窮。甄鄠定六書、三曰篆書。八體書法、一曰大篆。又漢書藝文志史籀十五篇、竝此也。以史官製之、用以教授。謂之史書、凡九千字。漢元帝王遵嚴延年竝工史書、是也。

籀文者、亦史籀之所作。與古文天篆小異。後人以名稱書、謂之籀文。七略曰、史籀者、周時史官教學童書也。與孔氏壁中古文體異。其跡有石鼓文存焉。蓋諷周宣王畋獵之所作、今在陳倉、少人攻學。

小篆者、秦相李斯之所作。增損大篆、異同籀文。謂之小篆、亦曰秦篆。畫如鐵石、字若飛動。作楷隸之祖、爲不易之法。其名題鐘鼎及作符印、至今用焉。受命于天、既壽永昌等、即李斯之小篆也。飛白書者、後漢蔡邕之所作。漢靈帝嘉平年、詔蔡邕作聖皇篇、篇成、詣鴻都門。進時、方修飾鴻都門、見役人以墨畫成字、心有悅焉。歸而爲飛白書。漢末魏初、竝以題署宮闕。其體有二、創法於八分、窮微於小篆。蕭子雲飛白論云、王次仲飛而面白、蔡伯喈白而不飛。

例えば津逮祕書本『法書要錄』所收の『書斷』籀文には
案籀文者、周太史史籀之所作也。與古文大篆小異。後人以名稱書、謂之籀文。七略曰、史籀者、周時史官教學童書也。與孔氏壁中古文異體。甄鄠定六書、二曰奇字、是也。其跡有石鼓文存焉。蓋諷

宣王收獵之所作、今在陳倉。李斯小篆兼采其意。史籀即籀文之祖也。^③

とあり、若干の異同を除き傍線部は現行本『書斷』に合う。また異同のうち篆書碑・籀文の「體異」は、津逮祕書本『法書要錄』をはじめ現存の『書斷』諸本ではみな「異體」に作るが、『太平廣記』卷二〇六に引く『書斷』は「體異」に作り、篆書碑と同じい。従って、輕々に夢英が文字の顛倒を生じたと斷ずることはできない。むしろ「體異」に作る『書斷』が一つの系統をなしており、現行の諸本と篆書碑、『太平廣記』との異同はその傳本系統のちがいを反映している可能性がある。同様の例を挙げると、篆書碑・飛白書では後漢・靈帝の年號を「嘉平」(二四九—二五四)と記し、津逮祕書本『法書要錄』所收『書斷』は「熹平」(二七二—二七八)と記す。前者は誤りだが、『太平御覽』卷七四九に引く『書斷』も「嘉平」に作る。言うまでもなく、字形の近さゆえ「熹」は「嘉」に誤られやすいが、同時に嘉平が靈帝期の年號として誤認されることもあろう。張懷瓘の執筆時點、或いは張彥遠の『法書要錄』編纂時點で既に如上の過誤を來していた可能性も否定できない。いずれにせよ、篆書碑の「嘉平」があながち夢英の誤記であるかは決め難く、『書斷』の傳本の問題にも歸し得る。前稿において篆書碑本文と毘沙門堂藏『篆隸文體』との比較から推測したように、夢英は先行著作を利用するうえで、本文を校改しない傾向が強い。従って、『書斷』を利用するうえでも、やはり原典に忠實であると考えられ、夢英所見『書斷』も「嘉」に作っていた可能性が高い。ところで、『書斷』は『日本國見在書目錄』小學家に著録されるように、古くは三卷本が單行していたが、現在では主に晩唐の張彥遠『法書要錄』、次いで北宋・朱長文『墨池編』、南宋・陳思『書苑菁華』

といった書論叢輯に收録されて傳わる。^⑦現存傳本からみたこの三種の書論叢輯の關係は、不明のところがあるが少なくなく、必ずしも成立年代に沿った一直線の影響關係で捉えることはできない。というのも、各書論叢輯の成立した順序は現存傳本の年代の先後と一致せず、書論叢輯の各傳本及びその各々の收録書學文獻がどれほど古態を存するかは自明でないからである。具體的には『法書要錄』『墨池編』が明抄本、明刊本までしか遡れないのに對し、『書苑菁華』は南宋刊本が傳存する。『書斷』卷上の全文に限っては、この宋本『書苑菁華』卷六に收める「十體書斷」が最も古い。

近年書論叢輯の研究は進展が著しく、重要な整理研究に劉石『法書要錄校理』(點校本、中華書局、二〇二二)や陳志平『中國古代書學文獻研究・以《墨池編》爲中心』『墨池編彙校』(後者は點校本、ともに上海古籍出版社、二〇二三)がある。兩氏とも新出傳本を用いるところに特色があり、具體的には劉は『法書要錄』の校訂に既知の津逮祕書本、王氏書苑本、四庫全書本、學津討原本のほか、嘉靖刊本、明吳岫家藏抄本、清何焯批校津逮祕書本、清傅增湘校跋津逮祕書本(吳抄本以下三種は中國國家圖書館藏)を新たに用いており、陳はさらに『法書要錄』の臺北故宮博物院藏明抄本、『墨池編』の復旦大學圖書館藏明橫野洲草堂抄本^⑩なども用いて、『墨池編』の傳本及び『墨池編』と『法書要錄』との關係に整理を試みている。陳によれば、『法書要錄』の傳本は版本と抄本の二系統に分けられ、抄本の方が比較的古態を存する^⑪というが、十分な根據があり、その論は説得的である。また書論叢輯を相互に比較すると、同一の收録書學文獻のなかで文字の異同が散見されるが、このような場合はまず、朱長文や陳思が『法書要錄』所收文獻を再收録する際に文字を改めたのだと推測される。『法書要

録』に限らず、異同が生じている場合に、成立年代の古い書物を重視するのは、文獻學の一般的手法である。しかし、陳は『法書要録』の現存版本には逆に『墨池編』や『書苑菁華』によつて本文が校改された例を多々指摘する。¹²つまり、現存傳本からみたこれら書論叢輯の間には相互に、複雑に干渉した形跡が見出されるのである。

劉や陳の成果により、書學文獻の傳來に對し從來より精密な把握が可能となつたが、それでもなお傳本上の制約から未だ不明な點は多い。かかる状況において、收録書學文獻それぞれの古態を探るためには、書論叢輯に限らず廣く參校資料を求める必要がある。しかしながら、兩氏とも未だ篆書碑を『書斷』の校訂材料とはしておらず、特に陳は篆書碑を用いて『墨池編』本「十八體書」を校訂するにもかかわらず、うち五體の記述が『書斷』と重なることに留意しない。しかし、篆書碑の原本は乾德五年（九六七）に書かれたとみられ、¹³夢英が依據した『書斷』は疑いなく宋初以前の抄本である。かつ篆書碑は碑刻という性質上版本寫本とは異なり、後人の校改を被らない。つまり、原書の成立年代（例えば『法書要録』なら張彥遠の編纂時點）でなく現在溯り得るその刊刻（抄本ならば書寫）年代を重視するならば、篆書碑は上述の書論叢輯三種に比べ格段に古い。夢英が依據した『書斷』が單行本か、『法書要録』經由かは定かでないが、いずれにせよ宋以前の『書斷』の一本を斷片ながら保存していると期待し得る點で、篆書碑は注目されるのである。なお唐代の文獻に引用される『書斷』は、崔備「壁書飛白蕭字記」（『法書要録』卷三）の注に引く一條、及び李綽『尚書故實』に引く現行本とは異なる一條しか確認されない。¹⁴これらは參校材料として不十分であり、一定の分量をもつ本文は篆書碑が最も古い。

二 夢英が依據した『書斷』と現行本との關係

現存する書論叢輯のなかで『書斷』を最も早く收録する『法書要録』は、津逮祕書本が廣く行われている。いま津逮祕書本の本文をもとに、さらに『法書要録校理』や『墨池編彙校』の校勘記にも據りつつ、¹⁵現行本『書斷』と篆書碑との問題を検討したい。

『書斷』大篆に次のようにある。

案大篆者、周宣王太史史籀所作也。或云柱下史。始變古文、或同或異、謂之爲篆。篆者傳也、傳其物理、施之無窮。

『法書要録校理』は津逮祕書本を底本とするが、ここでは『法書要録』の吳抄本、傳增湘校跋津逮祕書本、及び『墨池編』の清刊本、文淵閣四庫全書本を根據に「謂之爲篆」を「謂之大篆」に改める。史籀は歷史上大篆の制定者とされており、¹⁶「謂之大篆」に理があるとする。劉の校訂も一説であるかに思われる。

ところが、篆書碑・大篆は當該句を「謂之爲篆」に作る。ここから「謂之爲篆」に作る『書斷』の傳本はかなり早い段階で生じたとみなければならぬ。篆書碑と近い時期に成立した『太平御覽』卷七四九に引く『書斷』や、南宋初の董道『廣川書跋』卷二・石鼓文辯に引く張懷瓘の語も「謂之爲篆」に作る。さらに『書斷』卷上の版本としては最も古い南宋刊本『書苑菁華』所收「十體書斷」も同じい。このように『墨池編』以外の早期のテキストではいずれも「謂之爲篆」に作る。そして、吳抄本、『墨池編』を含め『書斷』諸本にみな次の文のあることは、當該句が初めから「謂之爲篆」であつたことを證する。すなわち『書斷』神品・史籀の

周史籀、……故損益而廣之、或同或異、謂之爲篆。

である。この記述は卷上・大篆と對應するゆえ、さきの異同においても津逮祕書本が正しい。陳が子細に分析するとおり、朱長文は『法書要錄』所收文獻を『墨池編』に録入する際にしばしば本文を改變しているが、ここもそうであろう。劉は大篆の條では字を改める一方、史籀傳においては底本に従っており、一貫性を缺く。張懷瓘は大篆の條において「篆者傳也」の「篆」との對應から、意圖して「之を謂ひて篆と爲す」と述べたのだろう。

次に、より重要な問題として『書斷』飛白をとりあげたい。

漢末魏初、並以題署宮閣。其體有二、創法於八分、窮微於小篆。自非蔡公設妙、豈能詣此。……梁武帝謂蕭子雲言、頃見王獻之書、白而不飛、卿書飛而面白。可斟酌爲之、令得其衷。子雲乃以篆文爲之、雅合帝意。既括鏃而羽、則遠而益深。雖創法於八分、實窮微於小篆。

加線部「其體有二」以下三句に對する劉の校記は次のとおり。

原有「其體有二、創法於八分、窮微於小篆」三句、據吳抄刪。何批「抄無『其體有二』三句、是也。蓋至子雲始以篆文爲是耳。」按後二句下文重出、何批是。

何批とは清何焯批校津逮祕書本『法書要錄』を指し、何批にいう「抄」とは吳抄本を指す。津逮祕書本における同文の重出は不自然だが、特に古態を存すると目される吳抄本には、「其體有二」以下三句が無い。また『書斷』飛白には梁武帝が蕭子雲に、飛と白とを加減し中庸を得よと命じたところ、子雲は篆書で飛白を書し、帝の意に適ったとあるため、何焯の指摘も一理ある。この指摘にも留意しつつ、劉は津逮祕書本に屬入があるとみてこの三句を刪除する。

しかるに、篆書碑・飛白書の當該個所にも問題の三句がある。のみ

ならず、篆書碑と成立時期の近い『太平御覽』卷七四九に引く『書斷』や源爲憲が寛弘四年（一〇〇七）に編撰した故事出典集『世俗謔文』卷上所引『書判』も、やはりこの三句を含む。『世俗謔文』が『太平御覽』經由で引用している可能性はまずあり得ず、獨立に單行本『書斷』に據っているのであろう。ゆえに問題の三句が衍文であるならば、その屬入は相當早くに生じたとみなければならぬ。『墨池編』や『書苑菁華』においてもこの箇所に異同は無いため、たとえ文意の重複が不自然であるにせよ、吳抄本のみを根據とする劉の校訂は大膽に過ぎ、疑問に思わざるをえない。

以上の比較及び第一節に指摘した異同から、篆書碑の本文はやはり十分に『書斷』のある一本を反映しているといえる。特に、『太平御覽』や『太平廣記』、『世俗謔文』所引『書判』など、抄本系の古い『書斷』と一致がみられることは重要である。

さてここで注目されるのは、篆書碑・飛白書に現行本『書斷』にはない蕭子雲「飛白論」が引用されていることである。この書はいま佚し、佚文も篆書碑以外に檢出できない。歴代の書目にもみえないが、『梁書』卷三五・蕭子雲傳に引く梁武帝に對する子雲の返書に

年二十六、著晉史。至二王列傳、欲作論語草隸法、言不盡意。遂不能成、略指論飛白一勢而已。²¹⁾

年二十六のとき、晉史を著す。二王列傳に至りて、草隸の法を論語するを作さんと欲するに、言は意を盡さず。遂に成す能はず、略^は飛白一勢を指論せるのみ。

とあり、確かにそのような著作が存在した可能性がある。「飛白論」と同形式の批評は、現行本『書斷』では王獻之と蕭子雲の書に對する梁武帝の批評としてみえ、また別に唐・李綽『尚書故實』には

飛白書、……梁蕭子雲能之。武帝謂曰、蔡邕飛而不白、羲之白而不飛。飛白之間、在卿斟酌耳。^②

飛白書は、……梁の蕭子雲之を能くす。武帝謂ひて曰く、蔡邕は飛にして白からず、羲之は白くして飛ならず。飛白の間は、卿の斟酌するに在るのみ。

とある。飛と白とをめぐる対比的な兼備不能の批評にはいくつかヴァリエーションを生じていたらしい。ここでも『書斷』と同じく武帝が蕭子雲に對し、言を發したことになる。

さて、篆書碑に引く蕭子雲「飛白論」の出自を検討したい。現行本『書斷』にこの書の引用がない以上は、「窮微於小篆」までが『書斷』の引用で、「飛白論」は別に原據があるのだろうか。しかしながら、それならば『書斷』については五體とも出典を示さず引用する一方で、「飛白論」というこんにち佚し、ほかに佚文もみない珍しい書物のみ出典を示すのは奇妙であり、合理的な解釋が必要となろう。同様の問題は篆書碑本文の雜體書について述べた部分にも見出される。篆書碑本文のなかで十三體を占める雜體書の記述は、相當多くの部分が現存の『篆隸文體』と重なるが、出典は記されない。かえってたつた一條のみ引用される佚名「書品」、費昶『尚書義疏』（篆書碑は「尚書序費氏注」と稱して引用）、佚名『河洛遺詒』に出典が示されるという、奇妙な狀況を來している。しかもこれらの引用書もまた「飛白論」と同様に、篆書碑にしか佚文の残らない、珍しい書物である。例えば『河洛遺詒』は篆書碑・懸針篆に次のように引用される（破線部は毘沙門堂藏『篆隸文體』と重なる記述）。

懸針篆者、漢章帝郎中扶風曹喜之所作也。用題五經篇目。纖拙其勢、有若針之懸鋒也。故曰懸針。河洛遺詒云、懸針之書、亦出曹

喜。小篆爲質、垂露爲紀。題署五經、印其三史。以爲楷則、傳芳千祀。懸針即曹君爲祖。

前稿ではこの問題に對する合理的な解釋として、夢英は引用文獻の出典を記さぬことを原則とし、『河洛遺詒』など三書は二次引用であると結論づけた。つまり夢英が直接依據し引用する文獻のなかに、入れ子のように別の書物が引用されていたために、「某書云」という出典表記を伴ったということである。これは篆書碑の『書斷』と對照可能な箇所についてもあてはまる。例えば篆書碑・古文に『孝經援神契』の引用があるが、同書はそもそも『書斷』古文に引用されており、その部分も含めて篆書碑に引かれるからこそ、出典が表記されるのである。篆書碑・大篆の『漢書』藝文志、籀文の『七略』についても、やはり『書斷』の各條に引用がある。合理的に解するなら、蕭子雲「飛白論」もやはり二次引用とみるのがよく、さらに飛白書を含む五體と『書斷』との十分な一致からみて、「飛白論」は夢英所見『書斷』に含まれていたと考えるのが穩當であろう。

では、現行本に脱落があるのだろうか。篆書碑の文から考えて、夢英所見『書斷』には蕭子雲「飛白論」が「窮微於小篆」の直後に續いていたはずだが、劉や陳の校記にそのような異文は報告されない。また、試みに「飛白論」を『書斷』本文とみなすと、その引用「王次仲飛而不白、蔡伯喈白而不飛」は『書斷』内部と矛盾を來す。なぜなら、『書斷』八分では王次仲を秦人とし、同・飛白では後漢の蔡邕（伯喈は字）を飛白の祖とするからである。王次仲に飛白の書があつたとするならば、蔡邕はその祖となりえない。成田健太郎が指摘するとおり、張懷瓘は時代差を周到に考慮したうえで書體の發達變遷を理論的に跡づけており、懷瓘自身がかかる矛盾を生じたとは考えにくい。あり得

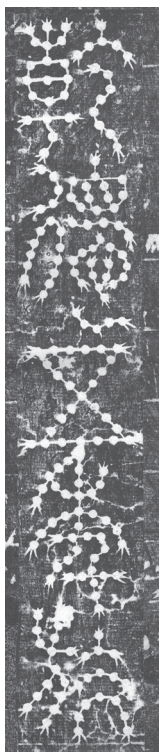
るとすれば、『書斷』の傳世過程で後人が注釋的に他書を引用することであろう。再び成田の指摘に借りると、『書斷』飛白は「記述が斷片的で」「蔡邕が飛白を發明した、あるいは得意としたという説は『書斷』以前には全く見え」ず、蔡邕を飛白の祖とする根據は明らかでない。『書斷』飛白はその論證不足ゆえに、參考材料或いは反證として蕭子雲「飛白論」が注釋的に加筆される可能性を餘しているといえる。篆書碑・飛白書は、夢英所見『書斷』が偶然にもそのような加筆の生じていたことを、示しているのではなからうか。

三 雜體書の記述に對する『書斷』の利用

夢英による『書斷』の利用として別に注意を引くのは、雜體書の記述にもその利用の痕跡があることである。篆書碑・璆琅篆に

璆琅篆者、後漢劉德昇之所作也。因夜觀星宿、而爲此法。特乃存古之梗概、變隸之規蹤。體類科斗而不真、勢同迴鸞而宏逸。天假其法、非學之功。雖諸家之法悉殊、而此書最爲首出。後漢儒生普皆攻學。

とあり、「特乃存古之梗概、變隸之規蹤」は『書斷』章草の「此乃存字之梗概、損隸之規矩」に類する。『書斷』の句は篆隸の簡化という章草の本質を端的に言い表すが、一方璆琅篆（左圖）は篆書の字形に



外飾を加えたものであり、篆書碑にいう「變隸之規蹤」はその形體に

そぐわない。また『書斷』行書には

案行書者、後漢潁川劉德昇所作也。……獻之常白父云、古之章草、未能宏逸。……天假其魄、非學之功。若逸氣縱橫則義謝於獻、若簪裾禮樂則獻不繼義。雖諸家之法悉殊、而子敬最爲適拔。

とあるから、篆書碑・璆琅篆と『書斷』の類似は決して偶然ではない。篆書碑の「天假其法、非學之功」「雖諸家之法悉殊、而此書最爲首出」が『書斷』行書を意識していることは明らかであり、璆琅篆の作者を劉德昇とする説や、「宏逸」の語も『書斷』行書を參考にしているのだろう。そもそも璆琅篆なる書體は夢英以前の文獻に全くみえず、この書體じたい夢英が創作した疑いが強いが、少なくとも、制作者を推定する根據や書體の特質を的確に描出する姿勢は、ここでは全く缺落しているといえる。

『書斷』には、書體の制作者を一人に歸するために、先行諸書を渉獵參酌する傾向がある。例えば『書斷』章草に

案章草者、漢黃門令史游所作也。衛恆李誕竝云、漢初而有草法、不知其誰。蕭子良云、章草者、漢齊相杜操始變篆法、非也。王愔云、漢元帝時、史游作急就章。解散隸體、麤書之。漢俗簡墮、漸以行之、是也。……史游即章草之祖也。

案ずるに章草なる者は、漢の黃門令史游の作る所なり。衛恆・李誕竝びに云く、漢初に草法有り、其れ誰なるかを知らずと。蕭子良云く、章草なる者は、漢の齊相杜操始めて篆法を變ずと、非なり。王愔云く、漢元帝の時、史游急就章を作る。隸體を解散し、麤く之を書す。漢の俗は簡墮にして、漸く以て之を行ふと、是なり。……史游は即ち章草の祖なり。

といい、張懷瓘は異説の存在を明らかにしたうえで、自己の判斷によ

り作者を比定する。ここでは是非の根據が必ずしも明瞭でないが、不用意に自説を提唱するのではなく、従前の言説を参照し辯駁するという点において、右の自説は一定の説得性を備えている。八分の作者をめぐる議論はより複雑であり、具體的には王愷、蕭子良、「序仙記」、楊固「北都賦」など諸家の説を勘案し、秦の王次仲を作者とする。他の書體についても同様で、懷瓘は基本的に先行の言説を材料として、議論を展開している。

『書斷』卷上の各論は懷瓘の問題意識に應じて分量こそさまざまだが、そこには共通の形式がある。それは右の章草のように、論が必ず「案○○者、○○所作（造）也」に始まり、「○○即○○之祖也」に終わることである。先に作者をめぐる自身の見解を提示し、次いで異説の存在や書體の歴史的発展に説き及ぶ。結びの定型句はそれまでの議論を踏まえ、自説を再提示するものである。『書斷』特有の説得性や一貫性は、文獻資料の驅使や鮮やかな筆致はもとより、このような形式にもまた支えられているよう。

そして篆書碑の本文にも、『書斷』と同様の形式がみられる。

垂雲篆者、衛恆之所作。軒轅之代、慶雲常現。其體郁郁紛紛、爲書紀職。文字之興、取諸爲象。書品云、衛恆書如搖華美女舞笑鏡臺。筆動若飛、字張如雲。莫能傳學。衛氏即垂雲之祖。

芝英篆者、漢陳遵之所作。陳氏每書、一坐皆驚、時人謂之陳驚坐。昔六國各以異體之書、潛爲符信、則芝英興焉。秦焚丘典、其文煨滅。在漢中葉、武帝臨朝、爰有靈芝三本、植於殿前、既歌芝房之曲、又述芝英之書焉。陳氏即芝英之祖。

篆書碑も『書斷』と同じく自説の間に諸書の記述を交えるが、前稿に指摘したように、ここでは夢英は別個の文脈に屬する二つの話柄を強

引に接合していると考えられる。右の垂雲篆で、黃帝時代の瑞祥をいう破線部は『篆隸文體』と一致するが、佚名「書品」^②にいう衛恆の書風は垂雲篆の話とは本来關係しない。しかし、右の實線部二文を前後に配することで、あたかもこの両者が一連の話柄であるかのように見せかけているのである。同様に、芝英篆において破線部は『篆隸文體』に一致するが、陳驚座の話との間に關連性を見出すことは困難である。以上の二例は『書斷』の形式を模倣したに過ぎず、『書斷』と對照的に論述が一貫しているとはいえない。むしろ根據を曖昧にし議論を避けることにより、あたかも自説の脆さを隠蔽しようとしているかのようである。このような方法から、『書斷』と同等の説得性を生ずるはずがない。

『書斷』にはまた成田^③も留意するとおり、書體の制作者とその藝術性の開創者、完成者とを區別し、書體を進歩史觀により捉える傾向がある。例えば『書斷』隸書に

案隸書者、秦下邳人程邈所造也。……漢陳遵字孟公、京兆杜陵人。哀帝之世、爲河南太守。善隸書、與人尺牘、主皆藏之以爲榮。此其創開隸書之善也。爾後鍾元常王逸少各造其極焉。

案ずるに隸書なる者は、秦の下邳の人程邈の造る所なり。……漢の陳遵字は孟公、京兆杜陵の人なり。哀帝の世、河南太守と爲る。隸書を善くし、人に尺牘を與ふれば、主は皆之を藏し以て榮と爲す。此れ其の隸書の善を創開するなり。爾後鍾元常・王逸少各おの其の極に造る。

という。程邈はあくまで隸書の制作者に過ぎず、その藝術性の開創者には陳遵を位置づけ、さらにのちの鍾繇（字は元常）と王羲之（字は逸少）とを完成者とする。『書斷』小篆には

斯雖草創、遂造其極矣。

斯は草創すと雖も、遂に其の極に造れり。

といい、ここでは書體の制作者と藝術性の完成者とを李斯一人に歸するが、もとより兩者を區分する意識ははたらいっている。久しく命脈を絶つた古文、大篆、籀文は別として、小篆以降の書體に對しては、このように時間軸に沿って書體の發展を描出しようとしており、たびたび「造其極」という語を用いている。²⁹⁾

この『書斷』の思考法の影響が、篆書碑・剪刀篆にみられる。

剪刀篆者、草誕之所作。亦曰金錯書。本古之錢名。周之泉府。厥跡不存。降茲以還、其文可觀。若漢之銖兩、新之刀布、今具存焉。

其爲體、狀若麗匣盤龍、新臺舞鳳。自後史游深造其極焉。

破線部は『篆隸文體』と重なるが、同書はその制作者を記さない。従つて、草誕や史游を擧げるのは夢英獨自の見解であろう。しかるに、魏の草誕を制作者とし、前漢の史游を完成者とみるのは年代上おかしい。「自後」「造其極」とは、『書斷』のごとく書體の經時的發展を意識しているのであろうが、これも單なる形式の模倣に過ぎない。

四 『篆隸文體』から『書斷』へ

以上より明らかとなるのは、篆書碑本文における『書斷』に基づく記述が、實際には第一節に示した以上に多いことである。雜體書の説明にも『書斷』の文辭が利用されており、加えて第二節の推測に従えば、蕭子雲「飛白論」の引用も夢英が利用した『書斷』に由來するといえる。また篆書碑本文は多く『篆隸文體』とも重なるが、前稿の推測が許されるならば、現存の毘沙門堂本には含まれない記述のうちいくつかも、夢英が利用した『篆隸文體』には附隨していたと

みられる。従つて、篆書碑本文の大部分は夢英の参照した『篆隸文體』『書斷』により構成されたといえよう。

では、篆書碑本文の出典がこれら二書に偏することは、どのようなことを意味しているようか。まずいえることは、篆書碑本文は一見すると夢英自撰の文章を多く含んでいるかに見えるが、その實先行著作を利用したに過ぎないということである。先行著作の選擇や引用の方法に夢英の見識が發揮されているかといえば、それは疑問であり、むしろ出典を伏せて都合よく利用したというのが實相であろう。特に、篆書碑の雜體書を記述した部分における『書斷』の文辭の轉用、形式の模倣は全くもつて杜撰である。しかし、夢英自身の問題と切り離し、中國書論史の視點から篆書碑を見た場合、ここには別の意義を見出すことも可能であるように思われる。最後に、『篆隸文體』『書斷』の受容からみた、篆書碑の位置づけについて論じたい。

まず、『篆隸文體』の性質と受容について整理をしておく。漢魏六朝時代に書が一藝術ジャンルとして確立したことはよく知られている。書に對する士人間の關心の高まりは、その實踐たる書跡を傳え残すのみならず、同時に書に關する言説の發達をも促し、多くの蓄積をもたらした。仲村康太郎・成田健太郎校注『毘沙門堂藏 篆隸文體』（臨川書店、二〇二四）に譯注の形式で詳解したように、五十二の書體を輯録する『篆隸文體』も、このような實踐と言説の雙方の蓄積に基づいている。直接には南朝以後の雜體書の増加という潮流を汲みつつ、より大きくは上古以來の書體の派生を意識し、當時傳存していた書體をそのいわれとともに統合したものである。編纂の際の資料収集については、現存の毘沙門堂本序に

博尋史傳、傍搜子集。

博く史傳に尋ね、^{あまね}傍く子集に搜す。

とある。實際、その内容は漢魏六朝時代の諸文獻と多くの接点を見出し得、序の文言はあながち誇張ではない。『篆隸文體』以前に遡及できない記述も少なくなく、それはいま傳わらない著作に基づいたからであろう。ゆえに、『篆隸文體』は單なる既往の集成である以外に、希少性、獨自性という價値をも併せもつ。零細な記録、個別的な傳承が失われるとともに、『篆隸文體』の相對的價値が上昇するという過程は想像に餘りあり、次に述べるごとく、現にほとんど唯一の雜體書文獻の原点として、後代に受容され、影響を與えている。

例えば唐・韋續「五十六種書」(『墨藪』第一など)は、『篆隸文體』の影響が著しく、その文はほぼ『篆隸文體』の節録である。近年再發見された韋懿『古今文字譜』^{③②}は二十一種の書體を收録するが、ここにも『篆隸文體』に基づく記述は多い。また晩唐の唐玄度「十體書」(『墨池編』卷一)にも、『篆隸文體』に基づく記述がいくつかみえる。

このように、『篆隸文體』の言辭が書體に對する説明として固定化しているさまは、夢英以前より確認される。また書學著作以外では『文選』卷四三・孔稚珪「北山移文」の李善注、『初學記』卷二一・文字、封演『封氏聞見記』卷二、「白氏六帖事類集」卷九・書、崔備「壁書飛白蕭字記」の注(『法書要錄』卷三)、下つて南唐・徐鉉『說文解字繫傳』に『篆隸文體』の引用や内容に對する言及があり、特に『封氏聞見記』や『說文繫傳』からは、「五十二」というその收録書體の數が『篆隸文體』を語るうえでのキーワードとして、認知されていたことが窺われる。『篆隸文體』以外にも、唐代に雜體書に關する文獻が種々傳わつていたことは『隋書』經籍志により知られるが、それらはこんにちみな佚し、『篆隸文體』を凌ぐ影響があつたとは考えがたい。

夢英「十八體篆書碑」と張懷瓘「書斷」

また劉宋・王愔『文字志』三卷が雜體書に關する記述を多々含んでいたことは、こんにち傳わる「文字志目」(『法書要錄』卷一)から想定されるが、佚文は少なく、その影響はそれほど大きくはなかったと思われる。^{③③}やはり雜體書の領域で『篆隸文體』ほど影響を及ぼした著作はほかにみられない。このような狀況を踏まえると、夢英が雜體書について専ら『篆隸文體』に材を求めたことは、これらの延長線上に位置する極めて自然な事象であるといえよう。

一方後發の『書斷』は、漢魏より初唐に至る書學の成果を吸収し統合した書學著作である。既往の言説の蓄積を集成した總合性という點では、『篆隸文體』に同じい。唐代での受容に關する資料は多くはないが、唐玄度「十體書」に部分的に『書斷』に類する記述のあることは注意を引く。例えば、「十體書」大篆に

大篆、周宣王太史史籀所造。始變古文、著大篆十五篇。秦焚詩書、唯易與此篇得全。逮王莽之亂、此篇亡失。建武中、曾獲九篇。章帝時、王育爲作解說、所不通者十有三。暨晉世、此篇都廢、今略傳字體而已。^{③④}

とあり、傍線部は『書斷』大篆と重なる。同様に「十體書」の古文、小篆、飛白の文辭も部分的に『書斷』に一致する。ただ、右のように『篆隸文體』『書斷』のどちらにもみられない獨自の記述も少なくなく、その基づくところは詳らかでない。

これに對して、篆書碑では雜體書については『篆隸文體』の言辭が、主要書體については『書斷』の言辭がそれぞれ轉用されており、その固定化が明瞭に表れている。特に篆書碑が大篆と籀文を別々の書體として擧げているのは、興味深い。というのもこの二つは古くより同一の書體とされるが、『書斷』はわざわざこれらを區別しているからで

ある。⁽³⁴⁾

ところで、『篆隸文體』に収録される五十二の書體には、古文や籀書、小篆、飛白なども含まれる。ということとは、夢英は篆書碑の撰文に際し、『篆隸文體』のみに依據することも方法の一つとしてあり得たはずである。しかし、主要書體について夢英は『書斷』を選択した。これはいかなる意味に解されようか。

一つの解釋として、當時の趨勢が夢英の選擇にも影響している可能性が考えられる。つまり、夢英個人のみならず書學者作の受容の全體の傾向として、『書斷』の影響力が強く、『篆隸文體』中の『書斷』と重複する書體については参照價值が低下していたという状況である。

またこれと兩立するもう一つの可能性として、『篆隸文體』がしばしば殘缺した形態で流布していた可能性も考えられる。夢英所見『篆隸文體』は、既に主要書體に關する記述が缺失しており、それゆえ『書斷』に依據せざるを得ないという事情が生じたのかもしれない。

實際、唐代と比べて宋以後では、『篆隸文體』の受容をうかがわせる記録が少ない。『篆隸文體』の引用であることが明らかなのは、『太平御覽』卷三三三に引く一條に限られ、これはその藍本たる『修文殿御覽』や『文思博要』由來である可能性も否定できない。また南宋の陳思『書小史』や元の鄭杓『衍極』に附された劉有定注には『篆隸文體』と類する記述が少なくないが、それらが直接に『篆隸文體』に基づいているかはかなり疑問であり、『篆隸文體』は北宋以後次第に散佚したと思われる。⁽³⁵⁾

一方『篆隸文體』とは對照的に、『書斷』は宋以後の影響が著しい。例えば北宋初に成る『太平廣記』卷二〇六至二〇九・書には『書斷』の引用回数が最も多く、卷上の十體はみな節録している。『太平廣記』

ではそれぞれ『書斷』卷上の構成と同じく書體の名を標目にとるが、原則として人物名を掲げる同書にあつては異例である。これは書という大きな項目の編集方針からたまたま例外を生じたのではなく、むしろ『書斷』からの引用を前提としたために、『書斷』の構成が編纂の通例に優先されたとみるべきであろう。⁽³⁶⁾『太平廣記』と同時に成る『太平御覽』卷七四七至七四九・書にも、やはり『書斷』の引用は目立ち、卷上からは籀文を除く九體の論が録される。

やや下るが、南宋・陳思『書小史』は相當多くの記述を『書斷』に負っており、例えば次に引く卷三・倉頡は傍線部が現行本『書斷』古文とほぼ同じである。

倉頡、黃帝時史官也。首有四目、通於神明。仰觀奎星圓曲之勢、俯察龜文鳥迹之象、博採衆美、合而爲字、是曰古文。孝經援神契曰、奎主文章、倉頡放象、是也。皇甫謐曰、黃帝史倉頡造文字、記言行、策藏之、名曰書契。⁽³⁷⁾

さきにも言及したように、『書小史』には部分的に『篆隸文體』に類する記述がみられるが、倉頡が古文を作ったことは、右のごとく明確に『書斷』に出る。このような例はほかにも指摘でき、この時点で『篆隸文體』が失われていたかはともかく、結果だけみればやはり篆書碑本文と同じ傾向になっている。

『書小史』では『書斷』のほか唐・竇蒙『述書賦』の引用も多いが、この書が『書賦云』として引用されるのに對し、『書斷』は右のように特に出典表記が附されることはない。これは『書斷』の内容がまず所與の基本的言説として存在し、そこに『述書賦』などを補足的に用いたのだと考えられよう。同様のことは元統二年（二三三四）頃成立の元・盛熙明『法書考』にもいえる。その卷二・張懷瓘十體書斷は、

題下に「各附書家之論」と注するとおり、『書斷』を基礎とし、そこに元・吾丘衍『學古編』などを引用する。『學古編』はあくまで補足として引かれており、決して『書斷』に對する疑義や論駁のためではない。『書小史』や『法書考』は、『四庫全書總目』の語を借りれば「諸家の説を雜取（雜取諸家之説）」した著作である。南宋以後、『書斷』は各書論叢輯のほか、『太平廣記』から抄出した『百川學海』本によっても行われるが、のみならずこのような著作をも介して、その内容がますます定着していったのである。

このように『篆隸文體』と『書斷』の受容を通覧してみると、『篆隸文體』が殘缺散佚していくのと入れ替わるように、『書斷』はさまざまな形で浸透していったといえる。篆書碑本文の主要書體の記述において、『篆隸文體』でなく『書斷』が用いられているという事實は、この二書の存佚とも軌を一にしている。従つて篆書碑本文の構成は、單に『篆隸文體』と『書斷』の、ふたつながらの言説の固定化を示すだけではない。主要書體について参照されなくなり、矮小化した『篆隸文體』、そして『書斷』がこれに代わり影響力を増していくさまをも、ここに讀み取ることができよう。

小結

唐宋間の書學文獻の受容については、資料の散逸、傳存文獻の不足などからいまなお不明な點が多い。比較的影響の大きかった『篆隸文體』や『書斷』ですら、前者は日本にしか存せず、内容も不完全であり、後者は部分的には南宋刊本『書苑菁華』が古いものの、完全な内容は明本の『法書要錄』や『墨池編』にまで下る。非書學文獻を含めても、その間の『書斷』の受容を窺い知る資料はなお限られる。この

現状において、篆書碑の本文が『書斷』の校訂材料ともなりうることに、及び『書斷』の具體的な利用の一端を示していることに、ひとまず篆書碑の意義が認められる。

一方で、篆書碑本文の雜體書を記述した部分にみられる、『書斷』を意識した内容には、意義を見出し難い。『書斷』の文辭、文章形式、思考法の轉用は、内實空疎な『書斷』の模倣に過ぎず、不自然な内容を呈している。このことを踏まえると、主要書體に對し夢英が全面的に『書斷』に依據したのは、自身の見識を示すのではなく、單に一から撰文する勞力が惜しく、『書斷』が分量としても都合がよかったからであろう。このことは前稿に指摘した問題とも整合する。すなわち、篆書碑本文における雜體書を述べた部分においてもまた、夢英は『篆隸文體』を都合よく利用し、杜撰な方法をもつて撰文したと考えられるのである。

しかしながら、皮肉にも『篆隸文體』『書斷』の二書を偏つて利用し、篆書碑を撰文したことが、當の夢英すら豫期しなかったであろう別の意義を生じたと思えなくもない。大局的に中國書論史を眺めたとき、『篆隸文體』は六朝後期に成り、主として唐代に受容され、宋以後散佚した。一方唐代中期に成る『書斷』は、書論叢輯に收められるのみならず、類書への引用や『太平廣記』からの抄出、他の書論への利用など、後世にさまざまな形で用いられ、その内容が浸透していった。書體に關する著作では、この二書はとりわけ後世への影響が大きい。『篆隸文體』と『書斷』の言説がそれぞれ固定化していくさま、及び『篆隸文體』から『書斷』へという部分的な推移が、篆書碑本文のなかで依據する文獻の使い分けとして表れているのである。

注

- (1) 仲村康太郎「夢英「十八體篆書碑」書體論の構造と方法」(『中國文學報』第九七冊、京都大學中國文學會、二〇二三)。
- (2) 以下、篆書碑本文は東京大學總合圖書館青洲文庫藏拓本に據り、翻刻する。圍み文字は原碑に損傷があることを示す。
- (3) 『書斷』の底本は以下特にことわりのない場合も同じ。
- (4) 明嘉靖中談愷刊本影印(北平文友堂書坊、一九三四)による。
- (5) 宮内廳書陵部藏宋慶元五年刊本影印(國外所藏漢籍善本叢刊、日本宮内廳書陵部藏宋元版漢籍選刊、上海古籍出版社、二〇一二)に據る。以下同じ。また『墨池編』諸本や明吳岫家藏抄本『法書要錄』(後述、注(15)も参照せよ)も同じく「嘉」に作る。
- (6) 開元年間の成立ゆえか、新舊唐志に著録なし。この点については餘嘉錫『古書通例』案著録・諸史經籍志皆有不著録之書を参照のこと。中國では宋以後の書目に著録があり、例えば『崇文總目』小學類にみえる。
- (7) 四庫全書は『法書要錄』などとは別に三卷の單行本を収めるが、諸本との異同から考えるに、その底本たる浙江鮑士恭家藏本は宋元以來の傳本ではなく、王氏書苑か津逮祕書より『書斷』を抜粋し刊刻流布した單行本、ないしそれに基づく抄本かと思われる。『書斷』にはこのほか『百川學海』に收められる、『太平廣記』由來の四卷本の系統があるが、これは唐代に流布した單行本と直接の關係はない。
- (8) 中國國家圖書館藏。影印に中華再造善本(北京圖書館出版社、二〇〇三)がある。
- (9) 中國國家圖書館、上海圖書館など藏。本邦では國會圖書館東京本館が所藏する、北平圖書館舊藏漢籍善本膠片(リール番號九六八)でみられる。なお嘉靖刊本という呼稱は傳增湘による推定に過ぎないが、しばらくこの呼稱に従う。
- (10) 『中國古籍珍本叢刊・復旦大學圖書館卷』(國家圖書館出版社、二〇一八)第三六冊・第三七冊に影印されるが、未見。
- (11) 『中國古代書學文獻研究』第二章第一節『法書要錄』的兩個版本系統及相關問題考述を参照。初出は注(12)に記す。
- (12) 異同からみえる『法書要錄』『墨池編』『書苑菁華』の複雑な關係については、『中國古代書學文獻研究』第二章『墨池編』與『法書要錄』(九三一六〇頁)をみられたい。初出との對應は、第一節『法書要錄』的兩個版本系統及相關問題考述が『文藝研究』二〇一八年第二期(中國藝術研究院、文藝研究雜誌社、第二節幾種稀見『法書要錄』傳本及相關問題檢證が『書法研究』二〇一九年第二期(上海書畫出版社、第三節『墨池編』與『法書要錄』的版本交侵和文獻互證が『中國書畫研究集刊』第一輯(二〇二三、上海古籍出版社)。
- (13) 篆書碑には「乾德五年」「丁卯(九六七)の紀年がある。ただし、游國慶「宋夢英集篆十八體書碑及其相關問題」(『書畫藝術學刊』第三期、國立臺灣藝術大學、二〇〇七、九五—一六八頁)が考證するとおり、贈詩部分にみられる各詩人の官銜を根據とすれば、篆書碑の建立年代は太平興國九年(九八四)以後それほど下らない時期と推測され、碑にみられる二つの紀年は建立に先立つ紙本墨跡の成立年と解される。
- (14) 前者は「張懷瓘書斷云、飛白書、變楷制也。宮殿題署、勢大則徑丈、字宜輕微不滿」(津逮祕書)。後者は「張懷瓘書斷曰、篆籀八分隸書艸書章艸飛白行書、通謂之八體」(唐代叢書)。
- (15) 兩書の對校本には、我々日本の研究者には披閱の難しいものが多い。以下に言及する異同は、執筆者の寓目の及ぶ限り原典を確認したが、『法書要錄』の明吳岫家藏抄本など中國國內の圖書館が所藏する非公開の傳本については、やむなく兩書の校勘記を根據とした。また原典を確

認したものも、行論上校勘記に従う。

- (16) 『說文解字』 敍に「及宣王太史籀著大篆十五篇、與古文或異」(明虞山毛氏汲古閣刊第五次修改本)。

- (17) 『廣川書跋』は津逮祕書に據る。

- (18) 朱長文の改變については、『中國古代書學文獻研究』第二章參照、書誌は注(12)。

- (19) 觀智院藏寫本(現天理大學天理圖書館藏)に據る古典保存會影印本(一九三二) 參照。

- (20) 本邦での記録は、いまのところ藤原賴長『台記』康治二年(一一四三)九月二十九日條が最も古い。『國史大辭典』第八卷・太平御覽(吉川弘文館、一九八七、川口久雄解説 參照)。

- (21) 點校本二四史(中華書局、一九九七)に據る。

- (22) 唐代叢書に據る。

- (23) 成田健太郎『張懷瓘『書斷』の書體論』(『中國文學報』第七二冊、京都大學中國文學會、二〇〇六、五四―八六頁、のち同『中國中古の書學理論』第二章、京都大學學術出版會、二〇一六、七九―一二五頁收録)。

- (24) 注(23)前掲書六九頁(單行本は一〇二頁)、『書斷』飛白の記述は、本論に引用した箇所の前に「案飛白者、後漢左中郎將蔡邕所作也。王隱

王愷竝云、飛白、變楷製也。本是宮殿題署、勢既徑丈、字宜輕微不滿、名爲飛白。王僧虔云、飛白、八分之輕者。雖有此說、不言起由。按漢靈帝熹平年、詔蔡邕作聖皇篇。篇成、詣鴻都門。上時、方修飾鴻都門、伯喈待詔門下、見役人以聖帝成字。心有悅焉、歸而爲飛白之書」とある。

- (25) 東京大學總合圖書館青洲文庫藏拓本。

- (26) 「宏逸」の例は、『書斷』以前では東晉・葛洪『抱朴子外篇』辭義に「其英異宏逸者、則羅網乎玄黃之表」(四部叢刊)、唐・道宣『續高僧傳』卷七・釋洪偃に「才詞宏逸、辯論旁馳」(大正藏二〇六〇)などみえる

が、古い用例は多くはない。

- (27) この「書品」の引用は現行の梁・庾肩吾による同名の著作とは一致せず、また現行本にこの一文の脱落を疑うべき箇所はない。ただ、梁・袁昂『古今書評』(『法書要錄』卷二)に「衛恆書如插花美女舞笑鏡臺」とあるのは注意を引く。篆書碑に引用する「書品」の問題については、注(1)前掲拙稿四二―五〇頁參照。

- (28) 注(23)前掲書。

- (29) 八分「唯蔡伯喈乃造其極焉」、章草「惟張伯英造其極焉」、行書「爾後王羲之獻之並造其極焉」、飛白「邇後羲之獻之並造其極」、草書「伯英雖始草創、遂造其極」。

- (30) 佚存書。八〇六年以前成立。三卷。足本の國立國語研究所藏寫本が現在同研究所のウェブページに公開されている。詳しくは大柴清圓『古今文字讀』の研究・翻刻・校訂を中心に付・人間文化研究機構國立國語研究所所藏『古今文字讀』(影印本)、『高野山大學密教文化研究所紀要』第二七號、密教文化研究所、二〇一四、及び同『校注古今文字讀』空海大師が請來した1200年前の最新フォント(大遍照院、大獅子吼シリーズ②、二〇二二) 參照。

- (31) 張彦遠の注によれば、『法書要錄』編纂時に本文は得られなかったという。新舊唐志甲部小學類に著録あり。この書について詳しくは、張榮慶「王愷『文字志』考略」(『書法研究』一九九五年第六期・總第六八輯、上海書畫出版社、二二―四二頁)を參照されたい。

- (32) 注(14)參照。

- (33) 清刊本『墨池編』に據る。

- (34) 『書斷』が區別を設けた理由については、注(23)前掲書參照。

- (35) 『太平御覽』のように出典が明記されるわけではないが、北宋中期に成る周越『法書苑』(佚書)の佚文には「篆隸文體」に由来するとみら

れるものがいくつかあり、さらに現在知られる佚文以上に『篆隸文體』由來の内容を含んでいた可能性もある。『法書苑』は宋元時代によく伝えられているため、『書小史』や『衍極』の注もこれに基づいているのではないかと推測される。北宋以後の『篆隸文體』の傳世について、より詳しくは『毘沙門堂藏 篆隸文體』の解題及び參校資料一覽を参照されたい。

(36) 『太平廣記』卷三三・酒や卷三九七・山以後には事物の名稱を標題に取ることが少なくないが、これらは特定の引用書の構成に従って題が設けられているのではない。

(37) 靜嘉堂文庫藏影宋抄本(卷一至五)に據る。

(38) 棟亭藏書十二種(康熙四十五年揚州詩局刊本)ではこの箇所にな重大な缺落があり、四部叢刊をみられたい。

(39) 乾隆四十七年敕撰刊本に據る。『法書考』の提要(子部藝術類)、『書小史』に對しては「蒐羅編輯、彙爲斯編」とあり、同趣旨。

〔附記〕

*本研究は、令和四年度書學書道史學會研究促進助成金の交付を受けた。

*篆書碑を構成するいまひとつの重要な要素、すなわち十八書體の字例については別稿「雜體書の歴史における『篆隸文體』の繼承と斷絶」(『書學書道史研究』第三四號、書學書道史學會、二〇二四)を留意しており、本稿と前後して公表される。別稿では篆書碑の字例が抱える問題を、『篆隸文體』との繼承關係の有無という觀點から明らかにしており、併せて参照されたい。